

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月28日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 徳永 俊昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務統括本部 法務本部 部長代理 佐々木 麻有
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務統括本部 法務本部 部長代理 佐々木 麻有
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年4月27日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第2号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、当社株式の交付方法等が、2026年10月28日開催の報酬委員会決議において変更されたこと等に伴い、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

1 提出理由

2 報告内容

I. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に関する事項

(2) 発行又は処分数

(6) 発行又は処分の方法

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(10) 新規発行又は処分年月日

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(2) 株式の内容

① 発行又は処分数

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

(7) 振替機関の名称及び住所

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

1 提出理由

株式会社日立製作所（執行役社長兼CEO：徳永俊昭、以下「当社」）は、2026年4月27日開催の報酬委員会において、当社の役員向け株式報酬制度（以下「本制度」）に基づき、当社の執行役、理事及び当社子会社の役員の一部であるXX名（以下「対象者」）に対し、譲渡制限付株式報酬ユニット（以下「RSU」）及び業績連動型株式報酬ユニット（以下「PSU」）を付与すること（対象者を当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planの適用対象者とすること）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

I. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に関する事項

(中略)

(2) 発行又は処分数

689,800株

注：発行又は処分数は、当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planに基づき最も発行数が多くなる場合を想定した数としています。

(中略)

(6) 発行又は処分の方法

本制度に基づき対象者に割り当てる方法によります。

(中略)

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 -円

発行又は処分諸費用概算額 3,200,000円

差引手取額 -円

注1：金銭以外の財産を現物出資財産として給付する方法によることを予定しているため、金銭による払込みはありません。

2：発行又は処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3：発行又は処分諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、臨時報告書作成費用、外部弁護士費用等であります。

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

株式の発行又は処分は、本制度に基づき対象者に対して発行価格又は処分価格に相当する金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われることを予定しており、金銭による払込みはありません。

(10) 新規発行又は処分年月日

2027年6月、2028年6月及び2029年6月

(中略)

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(中略)

(2) 株式の内容

① 発行又は処分数 1,268,900株

注：発行又は処分数は、当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planに基づき最も発行数が多くなる場合を想定した数としています。

(中略)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

＜本制度の概要＞

本制度は、当社が、対象者に対して、対象者毎に予め定める数の当社普通株式に相当するRSU及びPSUを付与し、付与後3事業年度に亘り3分の1ずつ権利確定するRSUに対して、各事業年度終了後に当社普通株式を割り当て、一定の評価期間における株価条件又は経営計画の目標達成条件の達成度に応じて権利確定するPSUに対して、評価期間終了後に当社普通株式を割り当てる、事後交付型株式報酬制度です。

当社は、RSU又はPSUの権利確定に伴い、対象者に対して金銭報酬債権を付与し、対象者は、当該金銭報酬債権を現物出資することで、当社普通株式の割当てを受けます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当社普通株式の割当てのための新株式の発行又は自己株式の処分に係る当社執行役社長の決定の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（取引が成立しなかった日については直近の取引成立日の終値）とします。

(中略)

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

該当事項はありません。

(7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

1 提出理由

株式会社日立製作所（執行役社長兼CEO：徳永俊昭、以下「当社」）は、2026年4月27日開催の報酬委員会において、当社の役員向け株式報酬制度（以下「本制度」）に基づき、当社の執行役、理事及び当社子会社の役員の一部である74名（以下「対象者」）に対し、譲渡制限付株式報酬ユニット（以下「RSU」）及び業績連動型株式報酬ユニット（以下「PSU」）を付与すること（対象者を当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planの適用対象者とする）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

I. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に関する事項

(中略)

(2) 発行又は処分数

689,800株

注1：発行又は処分数は、当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planに基づき最も発行数が多くなる場合を想定した数としています。

注2：当社は、本制度に基づき、当社が対象者に付与するPSU又はRSUと引き換える形で、当社が設定する信託を通じて、対象者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行います。当社は、2026年10月28日、執行役社長の決定により、本制度に基づき対象者に交付等を行うことが見込まれる当社株式を管理するために、三菱UFJ信託銀行株式会

社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を締結し、また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、本信託に係る信託財産の保管・決済等のため共同受託に關する合意書を締結することといたしました。上記「発行又は処分数」には本自己株式処分(下記注3で定義します。以下同じです。)により信託に処分する当社株式(4,676,452株)のうち、本事業年度において海外の対象者に付与するRSU及びPSUに対応する交付等が見込まれる株式の数を記載しております。本自己株式処分の割当予定先は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)です。

注3：本自己株式処分は、本制度に基づき、本事業年度に対象者に付与されるRSU及びPSUに加え、次事業年度に付与を予定しているRSU及びPSUに対応する株式を予め確保するため、本信託に対し、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行います。

本自己株式処分に係る募集事項は、以下のとおりです。

- (i) 募集株式の数 4,676,452株
- (ii) 募集株式の払込金額 1株につき5,615円
- (iii) 現物出資に関する事項 該当事項はありません。
- (iv) 払込期日 2026年11月12日
- (v) 増加する資本金及び資本準備金 該当事項はありません。

(中略)

(6) 発行又は処分の方法

当社は本信託に対して本自己株式処分を行い、本信託を通じて当社株式を海外の対象者に割り当てます。

(中略)

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本制度は株式報酬制度であり、海外の対象者による払込みは行われません。本自己株式処分に係る本信託による払込みは、当社が本信託に拠出した金銭を原資にして行われるため、当社に実質的な手取金はありません。

(10) 新規発行又は処分年月日

本自己株式処分に係る本信託の払込期日は、2026年11月12日です。海外の対象者に対する当社株式等の交付等の時期及び条件は国内の対象者と同じであり、後掲「II. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項」「(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」の記載をご参照ください。

(中略)

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(中略)

(2) 株式の内容

① 発行又は処分数 1,268,900株

注1：発行又は処分数は、当社のRules of the Hitachi, Ltd. Executive Long Term Incentive Planに基づき最も発行数が多くなる場合を想定した数としています。

注2：本自己株式処分に係る募集事項は、前掲「企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に関する事項」「(2) 発行又は処分数」注3のとおりです。

(中略)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

<本制度の概要>

本制度は、当社が、対象者に対して、対象者毎に予め定める数の当社普通株式に相当するRSU及びPSUを付与し、付与後3事業年度に亘り3分の1ずつ権利確定するRSUに対して、各事業年度終了後に当社普通株式を割り当て、

一定の評価期間における株価条件又は経営計画の目標達成条件の達成度に応じて権利確定するPSUに対して、評価期間終了後に当社普通株式を割り当てる、事後交付型株式報酬制度です。

当社は、RSU又はPSUの権利確定に伴い、対象者に対して、本信託を通じて当社株式等の交付等を行います。

(中略)

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

対象者に交付等を行う当社株式は、当該対象者が、受益者要件を満たして交付等を受けるまでの間、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 本信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

① 当該信託の受益権の内容

本制度に基づき付与されたRSU又はPSUに応じた当社株式等について、当該信託から交付等を受けることができる権利です。

② 当該信託を用いて国内の対象者に交付する予定の当該株券等の総数又は総額

1,268,900株

③ 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

対象者

(8) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以 上